

(例)

送付先変更届出書

令和 年 月 日

東広島市長 様

納税義務者 現在の住所
 住所 _____
 ふりがな 現在の氏名(ふりがなを振ってください)
 氏名 _____
 電話 () _____

日中つながる電話番号を書いてください。

下記の通り、市県民税および軽自動車税(種別割)に関する送付先を変更してください。

※ 変更を希望する税目(該当する箇所に✓をつける)

市県民税のみ 軽自動車税(種別割)のみ 両方

住所地 (現送付先)	住所 又は 所在地	〒 前の住所
	氏名 又は 名称等	前の住所地は旧姓だった場合は旧姓で記入を
居住地 (新送付先)	住所 又は 所在地	〒 現在の住所
	氏名 又は 名称等	現在の氏名 <small>*方書に様方が必要な場合には様方も記入してください</small>
備考 (税目ごとに異なる送付先を設定する場合の記入例) 軽自動車税(種別割)は上記住所で、市県民税は〇〇県□□市△△町・・・番地に〜〜宛てで送付してください。 ※軽自動車税(種別割)の送付先変更の場合には、車両のナンバー(例 広島 580 あ 1234、東広島市 あ 5678)をこの欄に記入してください。 ※送付先を変更した後、元の送付先に戻す際も送付先変更届の提出が必要になりますのでご注意ください。		

※ 市県民税と軽自動車税(種別割)で別々の送付先を希望される場合には備考欄にその旨を記入してください。両方とも同じ住所に変更する場合及びどちらか一方の送付先のみ変更する場合には記入は不要です。その他の税目に関しては、固定資産税・都市計画税は資産税課、国民健康保険税は国保年金課、収滞納は収納課にそれぞれお問い合わせください。

※軽自動車やバイクの定置場(普段置いている住所)が引越し等により東広島市外に変更となった場合は、裏面のとおり手続きが必要です。

*市記入欄	窓口・郵送	入力	/
	/	市民税	軽自

手続き先一覧

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 広島主管事務所
広島市西区観音新町4丁目13番13-4号
電話 050-3816-3080
FAX 082-503-8524

二輪の軽自動車（125ccを超え250ccまでの二輪車） 二輪の小型自動車（250ccを超える二輪車）

広島運輸支局
広島市西区観音新町4丁目13番13-2号
電話 050-5540-2068
FAX 082-233-7752

原動機付自転車・小型特殊自動車（農機具等）

東広島市役所 市民税課（本館5階）、各支所地域振興課、各出張所
市民税課 住 所：〒739-8601
広島県東広島市西条栄町8番29号
電 話：082-420-0910
F A X：082-422-6810

原動機付自転車・小型特殊自動車（農機具等）の手続きには以下のものが必要です。

○名義変更手続き

- ・所有者の方が記入した廃車申告書兼標識返納書
- ・ナンバープレート
- ・来庁者の本人確認書類

※登録申請書に新たに登録する方の氏名、住所、電話等を記入します。

※新住所地窓口にて、東広島市の廃車手続きを受付できる場合もあります。新住所地で登録、廃車の手続きを行う場合は、事前に新住所地へ手続き方法を確認してください。

○廃車手続き

- 1 所有者の方が記入した廃車申告書兼標識返納書
- 2 ナンバープレート
- 3 来庁者の本人確認書類（郵送の場合は所有者の本人確認書類の写しを同封してください）
- 4 標識交付証明書（紛失されている場合は、提出されなくて結構です。）
- 5 返信用封筒（郵送の場合、廃車証明書が必要な方は宛先を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

※郵送での手続きについて、詳しくは東広島市HP「郵送による軽自動車税申告手続」をご覧ください。